# 参 考 資 料

第921回定例会(令和7年10月)

●報告第1号 議案に対する意見について	P1∼P5
●陳情第 1 号 県立郷土館の整備に係る件について	P 6
●議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針について	P 7 ∼P30
●議案第4号 青森県立郷土館協議会委員の人事について	P31
●その他 県立高等学校教育改革に係る件について	P32 <b>∼</b> P34

参考資料報告第1号関係

#### 令和7年度9月補正予算の概要について(教育委員会所管分)

補 正 予 算 額△2, 177, 742千円現 計 予 算 額131, 811, 556千円補正後の予算額129, 633, 814千円

#### ◎ 要求の主なもの

#### 教職員人事費 984千円

〇夜間中学設置促進事業費補助

1, 392千円

国の指標である令和9年度までの夜間中学の設置に向けて、青森市が行う 開設準備を支援するもの。

#### 学校建設費 <u>Δ2,549,267千円</u>

○下北地区統合校校舎等建築事業

62.085千円

下北地区統合校の校舎等について、新たな整備方針に基づき、令和9年4月の開校に向けた改修及び新校舎の建設に係る設計を行うもの。

〇下北地区統合校校舎(管理·教室棟)建築事業費本年度支出額

△2, 625, 907千円

下北地区統合校について、事業計画変更に伴い、校舎改築に係る工事費を減額するもの。

#### 職員等の旅費及費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

#### 1 改正の趣旨

令和7年4月1日施行の国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、令和8年4月1日以降に出発する旅行について、原則として現に支払った額に基づき旅費支給することとし、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合において当該旅行者から返納させることに代えて当該旅行者の給与等から差し引くことができることとする等の改正を行う。

#### 2 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の改正内容

- (1)鉄道賃、宿泊料等を定額支給から実費支給へ変更(宿泊料は上限付き実費支給)。
- ① 鉄道賃

定額支給方式から実費支給方式に改める。

2 船賃

定額支給方式から実費支給方式に改める。

③ 航空賃

現行と同様に実費支給方式とし、付随する費用として、低価格の運賃により運航する航空会社、いわゆるLCCにおける手荷物料金等も航空賃として実費により支給する。

#### ④ その他の交通費(名称変更)

現行の「車賃」を「その他の交通費」に名称変更し、私用自動車の使用に係る車賃 単価は1キロメートルにつき25円を維持する。

また、駐車場料金、高速道路料金、レンタカー代及びタクシー代は実費により支給する。

#### ⑤ 宿泊費(名称変更)

現行の「宿泊料」を「宿泊費」に名称変更し、定額支給方式から上限付きの実費支給方式に改める。(宿泊費の上限額は別紙のとおり。)

#### ⑥ 宿泊手当(新設)

夕食及び朝食代の掛かり増しなど、宿泊に必要な諸雑費を支給する。(夕食・朝食 代の掛かり増しがない場合は減額。)

#### ⑦ 包括宿泊費(新設)

交通費と宿泊料が一体となった、いわゆる「宿泊パック」について実費により支給する。

#### ⑧ 旅行雑費

廃止し、用務先と宿泊先間の交通費や駐車場料金などの諸雑費は実費により支給する。

#### ⑨ 転居費(名称変更)

現行の「移転料」を「転居費」に名称変更し、定額支給方式から実費支給方式に改める。 (ただし、同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行は支給対象外。)

#### ⑩ 着後滞在費(名称変更)

現行の「着後手当」を「着後滞在費」に名称変更し、定額支給方式から実費支給方式に改め、上限を5夜分とする。

#### ① 家族移転費(名称変更)

現行の「扶養親族移転料」を「家族移転費」に名称変更し、定額支給方式から実費 支給方式に改め、支給対象を「扶養親族」から「職員と同一生計の同居家族」に改める。

#### ⑩ 渡航雑費(名称変更)

現行の「外国旅行雑費」を「渡航雑費」に名称変更し、定額支給方式から実費支給方式に改める。

#### 13 食卓料

廃止し、「宿泊手当」へ統合する。

#### ① 死亡手当

支給額を「490,000円」から「930,000円」に改めるとともに、支給対象者に「子」 を追加する。

#### 15 在勤地内旅行

在勤地内旅行(勤務公署から半径2キロメートル以内の地域の旅行)について、旅費の支給対象とする。

#### 16 日額旅費(一部廃止)

自治大学校等の長期研修に係る旅費は日額旅費としては支給せず、実費により支給する。

また、船員に係る日額旅費のうち、食卓料に相当する分は、「船上食料手当」に名称変更するとともに、日額 1,060 円から 1,285 円に増額し、航海旅行雑費に相当する分は、「航海旅行手当」に名称変更する。

#### ① 旅行手当(廃止)

漁場調査のために公海上の旅行や本邦近辺の諸島への旅行の場合に支給する旅行手 当を廃止する。

- (2) 県から旅行役務提供者への直接支払いを可とする。
- (3) 旅費の返納について給与等から控除可とする。

#### 3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

旅費の支給方法等について、改正後の一般職の職員の旅費支給の例によることとし、 鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費の額について規定する。

#### 4 青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正

旅費の支給方法等について、改正後の一般職の職員の旅費支給の例によることとし、 鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費の額について規定する。

#### 5 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

旅費の支給方法等について、改正後の一般職の職員の旅費支給の例によることとする。

#### 6 建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の一部改正

旅費の支給方法等について、改正後の一般職の職員の旅費支給の例によることとする。

#### 7 附則関係(施行期日)

令和8年4月1日から施行する。

#### (別紙)

#### 宿泊費の上限額

#### 1 内国旅行

(単位:一夜)

	(単位:一夜)
見直し案	
区分(都道府県別)	上限額
埼玉、東京、京都	19,000円
福岡	18,000円
千葉	17, 000円
神奈川、新潟	16,000円
香川	15, 000円
熊本	14, 000円
北海道、岐阜、大阪、広島	13, 000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、	11,000円
奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000円
福島、鳥取、山口	8,000円

<sup>※</sup>上記額に夕食・朝食代が含まれない場合は、夕食・朝食代の掛かり増し分を

「宿泊手当」として別途支給する。

#### 2 外国旅行

(単位:一夜)

区分(地域別)	上限額
アジア	8,000円~47,000円
大洋州	24,000円~40,000円
北米	18,000円~59,000円
中南米	11,000円~47,000円
欧州	15,000円~49,000円
中東	14,000円~43,000円
アフリカ	13,000円~47,000円
その他の地域	21,000円

<sup>※</sup>上記額に夕食・朝食代が含まれない場合は、夕食・朝食代の掛かり増し分を

「宿泊手当」として別途支給する。

#### <参考>現行の宿泊料(定額)

(単位:一夜)

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
区分(都市別)	定額
(甲地方)	13,000円
さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、	
相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、	
広島市、福岡市	
(乙地方)	9,800円
上記以外の都市	

※上記額には夕食・朝食代を含む。

#### <参考>現行の宿泊料(定額)

(単位:一夜)

	(+ iz · iz/
区分(都市別)	定額
(指定都市)	19, 300円
シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、パリ、	
ロンドン等	
(甲地方)	16, 100円
北米地域、欧州地域、中近東地域	
(乙地方)	12, 900円
タイ、韓国、香港等	
(丙地方)	11,600円
中国、台湾、中南米等	

※上記額には夕朝・朝食代を含む。

#### 新たな県立郷土館の整備に関する意見書

青森市本町地区に所在している青森県立郷土館は、耐震性の不足により休館中となっているほか、令和3年5月に公表された青森市洪水ハザードマップにより、津波浸水区域にある。

このことから、青森県教育委員会では、県立郷土館の整備に係る基本方針の策定に向けて、今後の整備方針等を整理、検討するため、学識経験者等で構成する青森県立郷土館整備検討会議を設置し、その会議を経て、整備場所の候補地として青森市、弘前市、八戸市の3市に対し意向調査を実施したところである。このような中、8月8日には弘前市長、8月21日には八戸市長が誘致を表明し、本市においても当該意向調査に対し、青森市への整備を求める旨の回答をしたところである。こうしたことを踏まえ、青森市議会としても去る8月27日、新たな青森県立郷土館の整備について、市と市議会が一丸となって県に対し働きかける旨の要望書を西市長に提出したところである。

申し上げるまでもなく、青森市は、県庁所在地として県内各地からのアクセスが容易であり、新幹線・在来線・高速道路・空路・港湾が集約する交通拠点として、市民はもとより国内外の観光客にとっても利便性が高く、青森県の中央に位置しているため、全ての県民が等しく利用しやすい地理的優位性を有している。

特に、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文文化遺跡群」の構成資産である「特別史跡 三内丸山遺跡」をはじめ、市内には歴史や文化・芸術をテーマとする施設が多数所在し、 公共交通の面でも周遊できる環境が整っていることから、青森市が新たな県立郷土館の整 備場所として最もふさわしいと考えている。

加えて、半世紀以上にわたり青森市に所在してきた県立郷土館は、市民によって郷土の歴史や文化を身近に感じ、誇りを育んできた象徴的な存在となっており、その存在が失われることに対して、市民から大きな寂しさや不安の声が上がっていることから、長年培われてきた地域の記憶と市民感情を大切に受け止めていただきたい。

上記を踏まえ、新たな県立郷土館の整備場所を青森市としていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

青森市議会議長 奈良岡

長護青くの議方

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子 様

### 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針の修正内容

-= F	# <del>                                    </del>	# <b> / /</b>
項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
はじめに		
	(略) そこで、県教育委員会では令和5年5月、令和10年度以	(略) そこで、県教育委員会では令和5年5月、令和10年度以
	降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討することを 目的に、本県の高等学校教育に関する知識・経験を有する有 識者で構成する青森県立高等学校魅力づくり検討会議を設置 し、約2年にわたる延べ38回の会議を経て、令和7年2月 に検討結果報告書(以下「報告書」という。)を提出していた	降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討することを目的に、本県の高等学校教育に関する有識者で構成する青森県立高等学校魅力づくり検討会議を設置し、約2年にわたる延べ38回の会議を経て、令和7年2月に検討結果報告書(以下「報告書」という。)を提出していただきました。
	だきました。	
修正理由	文言修正。	

修正理由

令和19年の中学校卒業予定者数が、令和9年と比較し、3分の2程度となることが視覚的に理解しやすくなるよう、目盛りの 最小値を0に修正するとともに、今後の生徒数の推移が分かるよう、令和20年から23年までの棒グラフを追加。

5,095

項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
第2 高等		
学校の りで りた も な りた も る る る る る る く の は た り た え り た り た り た り た り た り り り り り り	次の3つの柱により魅力ある高等学校づくり <u>に取り組みます</u> 。 柱1 生徒が「行きたい」と思う各校の魅力づくり 柱2 生徒が「学びたい」と思う各学科の魅力づくり 柱3 生徒の「行きたい」「学びたい」に応える学校配置	<ul> <li>次の3つの柱により魅力ある高等学校づくり<u>を推進します</u>。</li> <li>柱1 生徒が「行きたい」と思う各校の魅力づくり</li> <li>柱2 生徒が「学びたい」と思う各学科の魅力づくり</li> <li>柱3 生徒の「行きたい」「学びたい」に応える学校配置</li> </ul>
依正細由	<b>☆⇒</b> 修工	
修正理由	文言修正。	

-9-

	項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
•	第2 高等		《修正後》
	学校の魅力		
	づくりに向	(略)	(略)
	けた基本的 な考え方		
	は行ん刀	これらの取組を通して、各校の魅力を高め、生徒が「行	■ これらの取組を通して、各校の魅力を高め、生徒が「行
	3 魅力あ	きたい」と思う高等学校づくり <u>に取り組みます</u> 。	きたい」と思う高等学校づくり <u>を推進します</u> 。
	る高等学校		
	づくりの3		
	つの柱		
	(P8)		
-10-			
Ť			
	<b>炒</b> 工用土	<b>サラ</b> 版 T	
	修正理由	文言修正。	

項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
第2 高等 学校の魅力 づくりに向 けた基本的 な考え方	(略)	
3 高等の お で の は (P9)	■ これらの取組を通して、各学科の魅力を高め、生徒が「学びたい」と思う学科づくりに取り組みます。	■ これらの取組を通して、各学科の魅力を高め、生徒が「学びたい」と思う学科づくりを推進します。
修正理由	文言修正。	

<u>+</u>

項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
第3 生徒 が「行きた い」と思う 各校の魅力 づくり	(略)	_ <u>《修正後》</u> (略)
1 特色化 の推進 (P15)	■ また、スクール・ミッションを踏まえながらスクール・ポリシーやグランドデザインの改善と周知に取り組むとともに、SNSやWebサイト等での情報発信を行うなど、各校の特色ある教育活動を分かりやすく発信し、中学生の主体的な進路選択につなげます。	■ また、スクール・ミッションを踏まえながらスクール・ポリシーやグランドデザインの改善と周知に取り組むとともに、SNSやWebサイト等を活用しながら各校の特色ある教育活動を分かりやすく発信し、中学生の主体的な進路選択につなげます。
修正理由	文言修正。	

-12-

	項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
	第3 生徒		
	が「行きた		
	い」と思う 各校の魅力	■ デジタル教材や教育ダッシュボード <u>など</u> 各種データやテ	■ デジタル教材や教育ダッシュボード <u>等の</u> 各種データやテ
	谷校の極力 づくり	クノロジーを活用し、生徒の進路志望や学習進度、習熟度、	クノロジーを活用し、生徒の進路志望や学習進度、習熟度、
		個性等に応じた個別最適な学びと、教室内における生徒同 士だけでなく自校以外の生徒や国外の生徒等と連携・協働	個性等に応じた個別最適な学びと、教室内における生徒同士だけでなく自校以外の生徒や国外の生徒等と連携・協働
	2 教育活	した協働的な学びの充実を図るとともに、専門性を有する	した協働的な学びの充実を図るとともに、専門性を有する
	動の充実	外部人材を活用した高度な学びや多様な学びを積極的に取	外部人材を活用した高度な学びや多様な学びを積極的に取り
	/ a \ <b>3</b> + b	り入れます。	り入れます。
	(1)柔軟で質の高い		
	学びの推進		
	② データ		
1	やテクノロ ジーを活用		
<del>1</del> 3-	した学び		
	(P16)		
	修正理由	文言修正。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
第4 生徒が「学びた		《修正後》
がい各カ (P19) 学と (P19) で (P19)	これまで、生徒の進路志望等の多様化に応じて、各学科の役割を見直すなど、各学科等の充実に取り組んできました。一方で、技術革新の急速な進展による Society5.0 時代の到来等、社会の急激な変化に対応していく必要があります。このため、中学生のニーズや本県の産業の方向性等を踏まえながら、生徒一人一人が新しい時代に求められる資質・能力を身に付けるための学びに主体的に取り組むことができるよう、次の方向性により各学科の魅力づくりを推進します。	これまで、生徒の進路志望等の多様化に応じて、各学科の役割を見直すなど、各学科等の充実に取り組んできました。一方で、技術革新の急速な進展による Society5.0 時代の到来等、社会の急激な変化に対応していく必要があります。このため、中学生のニーズや本県の産業の方向性、地域の実情等を踏まえながら、生徒一人一人が新しい時代に求められる資質・能力を身に付けるための学びに主体的に取り組むことができるよう、次の方向性により各学科の魅力づくりを推進します。
修正理由	市町村への意見照会において、「学科の魅力づくりに当たり、 え、修正。	」 地域の実情を踏まえる必要がある。」との意見があったことを踏ま

項目	基本方針(案)	基本方針(成案)
第がい各力3科(P20)上述にう魅学	■ 総合学科においては、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めることや生徒の主体的な学びが可能となるよう、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習に加え、将来の生き方や進路について考察する学びの充実を図るとともに、多様な選択科目の設定に取り組みます。	<ul> <li>《修正後》</li> <li>■ 総合学科においては、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めることや生徒の主体的な学びが可能となるよう、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習に加え、将来の生き方や進路について考察する学びの充実を図ります。</li> <li>■ 大学や地域、関係機関等と連携・協働した実践的・体験的な学びの充実を図り、自己の興味・関心等に応じて柔軟に利目を選択できる体制の整備に取り組みます。</li> </ul>
修正理由	地区懇談会において、「総合学科の充実を図る学びの内容を明確	にすべき。」との意見があったことを踏まえ、修正。

基本方針 (成案)

後期実施計画

(R15~R19)

約1,900人減少

6,319

R20 R21 R22

△ 524 △ 359 △ 408

基本方針(案)

項

目

#### 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)に関する地区懇談会及びパブリック・コメントにおける意見、市町村からの意見に対する県教育委員会の考え方

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
目指す		
1	「本県が目指す人財の育成」について記載する前に「人格の完成を目指す」といった教育の根本にある目的を示してほしかった。	「人格の形成」については、教育基本法において教育の目的として定められています。 本計画については、教育基本法の理念の実現を図るため策定された教育振興基本計画や青森県の目指す教育を 示す青森県教育施策の大綱等を踏まえ、定めたものです。
2	考え、実行できる人を育ててください。 一人一人が自分の個性や得意・不得意を理解したら、自分の与えられた役割を全うするにはどうし	御意見の「自分の役割を全うするにはどうしたらよいかを考え、実行できる人」に必要な資質・能力について
3	ますが、あわせて、これからの時代には、主体的に行動できる「ルールメイキングができる人材」が求められるのではないかと思います。 従来の学校教育は、既成の枠組みの中で与えられた条件下において活動することが前提となってい	基本方針において、新しい時代に求められる資質・能力として、社会の中で生かすことができる「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を偏りなく育むこととしています。 御意見の「ルールメイキング」は「既成概念すら打ち破る」ための手法を指していると思料されますので、これに必要な資質・能力も基本方針で育むこととしているものです。
計画策	定の視点	
4	以下について強く意を用いた方針であり、強く賛同するものである。 全ての高等学校生徒の最大限の成長保障 ・「多様化への対応」と「共通性の確保」が必要であるとする方針に共感する。 ・風張教育長メッセージに掲げられている3つの力を身につけることができるよう、義務教育段階で "自ら学ぶ力"の育成に努めたい。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
5	次期実施計画策定へ向けて 本基本方針期間中のR16年度には下北地区中学校卒業生は374名(本年度比178名・32%減) となることが見込まれる。次期実施計画(R.10~14)はこうした状況を踏まえて、長期的な視野に立ち 本地区に関する施策を定めることが強く望まれる。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に ついて検討し、実施計画として策定します。

B.	意見	**************************************
No.	(取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
計画策	- 定プロセス	
	実施計画案公表前に、地区懇談会を新たに実施するとともに、「学校の在り方地区検討委員会」を新	いただいた御意見を踏まえ、県内の中学・高校生等を対象としたアンケート調査を実施することとします。
	たに設置し、これらの取組を経て実施計画案を公表する。その後は、地区懇談会に加え、パブリックコ	また、実施計画の策定に当たっては、パプリック・コメントや地区懇談会の実施により広く県民の皆様から御
	メントや市町村への意見照会を実施するなど、市町村や地域等としっかりと対話をしながら実施計画	意見を伺うこととしています。
6	を策定するとしており、現行計画策定時と比較し、地域の声をより反映できる仕組みとなっていると	
	考える。	
	一方で、高校・中学の生徒及び保護者の意見を吸い上げる余地があると考えられるため、積極的に情	
	報を提供するなど、より多くの意見を吸い上げるような仕組みにしていただきたい。	
7	学校の魅力づくりについては、大人だけで全て決めるのではなく、現役の高校生や高校進学を控え	
'	た中学生の声を聞く場を設定していただきたい。	
	以下について強く意を用いた方針であり、強く賛同するものである。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
	高等学校運営への地域協働の明確化	
	・「地域とともにある高等学校づくり」に賛同する。その一環として小中高連携の一層の充実に努め、	
8	校種間相互理解の深化と子供たち一人一人の切れ目のない確かな成長を果たしたい。	
	・「学校の在り方地区検討委員会」の設置等、地域の声を具体的な施策に反映させる姿勢に感謝した	
	い。当教育委員会としても校種間協議会等により、全ての子供たちの可能性の最大限の伸長を果たす学	
	校配置等について、望ましい姿を検討していきたい。	
重点核	・拠点校制度の解消	
	重点校制度の解消に伴い、各地区の連携を牽引する学校がなくなるのではないか。	生徒の入学動機や進路志望等の多様化により、各校において生徒の学習ニーズに対応した多様な学びを提供す
		るための連携・協働が必要となっています。
9		このため、今後は、重点校及び拠点校制度を解消し、これまでの連携によって得られた成果を生かしながら、
		各校が目的に応じて様々な主体と連携・協働できる環境の更なる充実を図るなど、自校の生徒の学習ニーズに応
		えるための各校の主体的な連携・協働を推進することとしています。
	以下について強く意を用いた方針であり、強く賛同するものである。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
	全ての高等学校教育のより一層の充実	
10	・重点校・拠点校・地域校等の制度を改廃し、全ての高等学校が連携・協働しつつ自校生徒の学習	
10	ニーズに応える主体的な教育活動の充実に取り組む方針に賛同する。	
	・各校の魅力や制度を、より明確に児童生徒及び小・中学校教職員へ伝えるため、交流活動の充実等	
	に取り組み、相互理解の深化と相互の教育活動の充実に努めたい。	

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
学校規	模の標準	
11	学校規模の標準を設けない新たな方針には賛成である。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12	本方針について、特に実際的であり、良いと思われる点は、以下のとおりです。 学校規模の標準を設定せず、各地区の学校配置の状況や通学環境、各校の果たす役割、特色ある教育活動の内容等を考慮しながら、柔軟な視点による学校配置に取り組みます。	
13	学校規模の基準を設置せず、柔軟な視点による学校配置の方針は大いに評価する。人数のみによる 学校配置方針の撤廃は大変よい。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
地域校	制度の解消	
14	次期計画基本方針(案)では募集停止に係る基準は存在するのか。基準がないと、いつ募集停止になるか地域が不安になる。	基本方針において、地域共育校には募集停止等の基準を設定せず、県や市町村、地域、学校等の関係者で組織する地域協議会において、学級減や募集停止を含む学校の在り方等について協議することとしています。
農業科	・水産科の選択肢の確保	
15	本方針について、特に実際的であり、良いと思われる点は、以下のとおりです。 第1次産業の人財育成を担う農業科・水産科が設置されている高等学校については、地域共育校の対象とせず、本県の産業の方向性を踏まえた学科の在り方を検討しながら、学科の選択肢を確保します。	
入学者	選抜制度	
16	公立高校併願受験の実現 現在の中学生を見ていると、高校の志願倍率が定員割れしているため、学習しなくても高校には入れる、という意識が見える。高校入学が最終目標ではなく、学習は生涯にわたって必要なことであり、学習習慣が形成されないことはその後の長い人生に大きな影響を与える。当該形成を促すためにも、また本当に行きたい志望校に挑戦する意識を持たせる意味でも、公立高校の併願受験ができるよう制度を変えるべき。	
17	高校入試を、「選抜試験実施校」と「書類審査及び面接校」に大別し、後者は事実上の無試験入学校とする。また、特定分野における「特別推薦枠」を高校で自由に設定できるようにして、通常の学力が不足していても特定分野に際立った能力や技能のある生徒の学びの場を設けてはどうか。	
18	入学者選抜制度について、地区懇談会において、現状どのようなことが現場で問題になっているのかとの質問に対し、具体的なことはわからないという趣旨の回答でした。 今後10年間の県立高校のあり方の土台となる基本方針に記載されるのであれば、現行制度が、生徒や教員にとってどのような弊害があり、どのような問題意識で見直しを検討しているのか、背景や理由をお知らせいただきたいです。	地区懇談会においては、現行の県立高等学校入学者選抜制度の課題について、研究協議会で現行制度の課題の 洗い出しを行った上で、同制度の在り方を検討していくことを想定している旨、回答しました。 なお、青森県立高等学校魅力づくり検討会議において、「中学生・保護者は少しでも早く進路を決めたいという思いが強い中、時代や社会の変化に応じて、私立高校や大学は選抜方法や時期を柔軟に変えている。」との御意見があったこと等を踏まえ、生徒一人一人の夢や志の実現に向けた不断の努力やその成果等を適切に評価できるよう検討することとしたものです。

	***	
No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
L+ +F 5V.		
情報発		
	高校の魅力を発信する方法について、個人情報などの兼ね合いで十分に行えていない現状があり、	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に
19	せっかく魅力的な取り組みがあっても、それが保護者や生徒に届いていない。	ついて検討し、実施計画として策定します。
	SNSやウェブサイトなどを活用し、継続的に情報発信できる仕組みを構築してほしい。	
	実業系の高校においては、県内同日か同じ期間内で、職業体験学習(中学生対象)の日を設け、自	
20	分が興味関心ある内容や地域の高校に出向いて体験できるようにできないか。また、そのために各実	
	業高校では、「こんな体験ができますよ」などの情報を積極的に発信してほしい。	
	この取り組みは、県内同日(同じ期間)が重要なポイントになると思う。	
データ	やテクノロジーを活用した学び	
21	今後はオンラインや、ますます発達が予想されるAIを活用した学びが考えられる。未来から逆算	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に
	した教育を検討してほしい。	ついて検討し、実施計画として策定します。
22	オンラインなどを活用した他校の科目の履修は、期待できる取り組みなので、実効性のある計画に	
	してほしい。	
	柔軟な視点による学校配置に取り組むとしているが、令和9年から令和19年の10年間の減少数	
	が約2,800人、約50学級の減と見込まれている状況では、実施計画の策定段階においてかなり	
23	苦慮することと思われる。	
23	そのためにも、オンライン授業をはじめ、データやテクノロジーを活用した学びを積極的に取り入れ	
	るなどしながら、これまでの学校のイメージにとらわれることなく検討していく必要があると思われ	
	<b>გ</b> .	
	単位認定制度の改善	
	遠隔授業による単位取得条件の緩和	
24	・遠隔授業は教育環境の差違を克服する有用な教育ツールであり、学校規模の縮小が想定される状況で	
	はその価値は一層高まる。全ての生徒が自校の教員配置状況等に関わらず、希望する全ての科目の単	
	位が取得できるよう制度を整えてていただきたい。	
	テクノロジーを活用した遠隔教育の推進については、強く賛同します。	
	オンラインを活用することにより、能力や習熟度にあった個別最適な学びの実現や、自校以外の教	
	科・科目の履修が可能になることは、生徒の可能性を伸ばすうえで、非常に期待されるものだと思いま	
25	す。	
25	特に、地理的制約が非常に大きい下北地区は、そもそも通学可能な高校が限られ、選択可能な教科等	
	が他地域に比して少ないことから、テクノロジーの活用により、自校以外の教科等を履修できること	
	は、生徒個人の可能性を伸長するのみならず、その効果はいずれ地域に還元されると思っております	
	ので、実効性のある取り組みにしていただきたいと思います。	

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
柔軟な	学び方の提供	
	単位認定制度の改善全日制・定時制・通信制等の課程を超えた単位相互認定の実施 ・各課程間の進路変更や自校で開設されていない科目履修のため、ご検討いただきたい。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に ついて検討し、実施計画として策定します。
少人数	学級編制等	
27	今回、地域校制度を解消し、地域と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」を配置すると示されました。 しかしながら、生徒数が加速度的に減少していく中で、高等学校の学級編制は1学級の生徒数が4 0人を標準とするとなっています。このままだと地域共育校は1学年1学級となり、学校の活性化や生徒の個性に応じた柔軟な学びの提供は難しいと考えます。教育活動を充実させていくためには、一定の学校規模を維持することがとても重要ですので、地域共育校の特色として少人数学級編制を実施して生徒の定数を引き下げ、1学年2学級を維持していく必要があると思います。(例:1学級25名)定数を引き下げることによって、学級数の増による学校規模の維持、学び・学科の充実と魅力ある教育活動に向けて必要不可欠な教員の確保、及び適切な人員数の配置は、必ずや学校の活性化に繋がると信じます。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等について検討し、実施計画として策定します。
	職業教育を主とする専門学科において専門性を生かした学びを実現するには35人では多いと感じる。中学校卒業予定者数が急減し、50学級分が減ると、職業教育を主とする専門学科を有する学校が学級減等の対象となり、専門性を生かした学びが実現できなくなることを危惧している。財政や国との関係で難しいとは思うが、柔軟に対応することで、専門性を生かした人財を青森県から輩出できるのではないかと考えている。  少人数教育にこそ教育の真の姿があると考えている。	
30	中学校卒業予定者数の減少に応じて学級減等を実施するのではなく、募集人員は削減せずに中学生が入学したい高校に入れるようにしたり、1学級当たりの人数を30人とすることも考えられると思う。	

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
特別な	教育的支援を必要とする生徒等への指導・支援	
31	本方針について、特に実際的であり、良いと思われる点は、以下のとおりです。 各校の実情に応じて、特別支援学校、教育支援センターや児童相談所等の関係機関との連携・協 働、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を推進します。 私学でもスクールソーシャルワーカーの活用、連携への道が開ければと、感じています。	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
32	下北地区に通級指導教室の設置を望みます。 大人社会でも上手くやっていけるスキルを身につけられるよう、高等学校でもサポートをお願いしたいです。特性のある子供が得意・不得意を理解し、何ができて何ができないかわかれば、その後の人生で仕事をするのにも役立ちます。いま、通級指導教室や支援級に通っている子供たちに、将来への明るい希望を持ってほしい。特性のある子供たちも、ライフハックを身に着けて社会に出れば、きっと様々な分野で活躍できます。そのためにも、下北地区に通級指導教室の設置を強く要望します。	
小・中	学校との連携・協働	
33	こどもが本当に「行きたい」「学びたい」と思えることが重要である。中学校1年生の時点から高校と関わる機会を設けるほか、発信の仕方を工夫するなどの取組が必要と考える。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等について検討し、実施計画として策定します。
各校・	各学科の魅力づくり	
34	農業や水産業の担い手が不足しているため、農業科や水産科への入学を促進し、興味・関心を持たせることが大事。	基本方針において、本県の基幹産業の一つである第1次産業の人財育成を担う農業科・水産科については、本県の産業の方向性を踏まえた学科の在り方を検討しながら、学科の選択肢を確保することとしています。 今後は、「行きたい」と思う学校の魅力づくりや「学びたい」と思う学科の魅力づくりを更に推進していきます。
35	医師、看護師、土木・建築人材の不足など、それぞれの地域課題に対応した人財育成が重要であることから、以下のとおり下線部分を追記していただきたい。 「このため、中学生のニーズ、 <u>地域の課題</u> 、本県の産業の方向性等を踏まえながら、生徒一人一人が新しい時代に求められる資質・能力を身に付けるための学びに主体的に取り組むことができるよう、次の方向性により各学科の魅力づくりを推進します。」	このため、中学生のニーズや本県の産業の方向性、地域の実情等を踏まえながら、生徒一人一人が新しい時代 に求められる資質・能力を身に付けるための学びに主体的に取り組むことができるよう、次の方向性により各学
36	を図る」など具体的に記載してはどうか。	以下のとおり修正します。 ■ 総合学科においては、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めることや生徒の主体的な学びが可能となるよう、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習に加え、将来の生き方や進路について考察する学びの充実を図ります。 ■ 大学や地域、関係機関等と連携・協働した実践的・体験的な学びの充実を図り、自己の興味・関心等に応じて柔軟に科目を選択できる体制の整備に取り組みます。

No.	意見	意見に対する県教育委員会の考え方
140.	(取りまとめの都合上、一部要約しています。)	WILLY ON TARKET TALL
通学環	境への配慮、通学環境の充実	
	現在すでに通学することが困難な地域は存在し、また、そのような地域に居住する方々の通学に係	県教育委員会では、経済的理由により修学が困難な生徒を対象に、通学費や下宿費の負担軽減を図るため、
37	る経済的な負担は大きいことから、市では独自に通学費の補助を行っている。	(公財)青森県育英奨学会と連携し、高校奨学金通学費等返還免除制度を実施しており、通学費等の負担により
"	本来、県立高校の通学に係る支援については、県が主体的に実施するべきものであることから、通学	修学が困難な生徒に対しては、このような制度を活用しながら、引き続き、通学費等の負担軽減を図っていきた
	費補助や寄宿舎の整備等の通学に係る支援の実施について明記していただきたい。	いと考えています。
	すでに通学困難な地域に対する支援	
	募集停止等により「新たに」通学困難な地域を出さない、とはあるが、すでに通学困難な地域もある	
38	ことを考慮してほしい。p22に「地理的状況にかかわらず高等学校における学習機会を確保できる	
30	よう、通学環境の充実について市町村や関係機関等と連携しながら検討します。」とあるが、町はす	
	でに具体的な支援を行っている。公立高校設置者である県も、一緒になって支援する体制・制度を組む	
	よう、具体的に言及してほしい。	
39	通学手段の確保・通学支援については、公共交通機関の利便性が低い地域(特に半島地域)への県	
	による支援が不可欠ですので、よろしくお願いします。	
	通学環境充実へ向けた施策の策定	
40	公共交通機関が利用できず、保護者が登下校用にバスを借り上げている実状がある。居住地により県	
40	立学校への通学環境に大きな差違があることは不合理であり、設置者として主体的な対応を速やかに	
	実施願いたい。	
41	住んでいる場所によっては通学の経済的負担が大きいことから、次の計画では、通学環境への「配	「配慮」の変更により通学支援についての現実可能性が高まることにはつながらないことから、修正は行いま
	慮」をもう少し強い表現にして経済的な支援が確実に行われるように検討してほしい。	せん。
	「配慮」という表現について、通学への支援が確実に実行されるよう、より実現可能性の高い表現	「配慮」の変更により通学支援についての現実可能性が高まることにはつながらないことから、修正は行いま
	へ変更すべきだと考えます。	せん。
	同じ青森県でありながら、都市部とそれ以外の地域での、通学環境の差は非常に大きいのが現状で	県教育委員会では、経済的理由により修学が困難な生徒を対象に、通学費や下宿費の負担軽減を図るため、
42	す。自宅から自転車で通学できる環境と、年間15万円以上の定期券を負担しスクールバスで片道1時間	(公財)青森県育英奨学会と連携し、高校奨学金通学費等返還免除制度を実施しており、通学費等の負担により
72	弱の通学しか選択肢がない環境を、並列で論じることはもはや無理があると思います。	修学が困難な生徒に対しては、このような制度を活用しながら、引き続き、通学費等の負担軽減を図っていきた
	近隣の複数の高校から進学先を選択できる都市部の環境と、統廃合が進みそもそも通学可能な高校の	いと考えています。
	選択肢が限られている環境との格差について、あらためてご認識いただき、通学への支援が確実に実	
	施されることを強く望みます。	

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
地域共	育校	
	地域共育校に対して自治体として協力していきたい。	地域協議会については、令和8年度に設置することとしていますが、学校、地域等と連携しながら進めていき
43	地域協議会の詳細については、まだ不明な点が多く、早めに具体的な内容を示してほしい。	ます。
		いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
	現行の第2期実施計画内における地域校の入学者数に応じた対応について、次期計画における配置	第2期実施計画における地域校について、募集停止の基準に該当した場合は、令和8年度に設置する予定の地
44	2年前~1年前と重なる令和8年度及び令和9年度の入学者数の要件については募集停止に向けた協	域協議会における協議を踏まえ、当該高校の所在する市町村等と協議することとしています。
''	議を行うのではなく、地域共育校に向けた準備段階として前向きに取り組めるような配慮をいただき	
	たい。	
45	「地域共育校」における「地域協議会」では、県教委のリーダーシップを期待する。 	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
	本方針について、特に実際的であり、良いと思われる点は、以下のとおりです。	
46	本方針について、特に美除的であり、良いと思われる点は、以下のとおりです。 各実施計画期間開始時において、市町村に1校のみ配置される1学年あたり2学級以下の規模の高等学	
40	合夫旭計画期间開始時において、中町刊に1枚のみ配置される1字年のにり2字級以下の規模の高等字    校を、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」として配置します。	
47	地域共育校については、教育活動の質の向上を図るため、特色を生かした学び、データやテクノロ	
''	ジーを活用した学びを推進します。	
	生徒数が減少するから高等学校を減らすという考えに基づいていたと思われる高等学校教育改革の	□ いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に
	  二期計画までと異なり、学校を残す方向で考えられているように受け取れる提案があることに安心し	ついて検討し、実施計画として策定します。
	ました。	
	重点校、拠点校、地域校といった本県の現状に合わないと感じられたくくりがなくなったことも朗報	
	です。	
48	重点校等の学級数の縛りがなくなったことも前向きに受け取りたいとは思います。	
	ただし、市町村に1校設置される地域共育校という新しい名称が出てきましたが、これは地域の頑	
	張りや入学希望者の数によっては高等学校として存在することができるととらえられ、各市町村の頑	
	張りが必要になるものと思っています。	
	ただし、学年の学級数が2学級以下になると教科選択の困難さが出てくることから、その対応(リ	
	モート授業等)をしっかりと取っていただく必要があります。	

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
学校配	置等	
49	夢や志を実現するために選抜性の高い大学等への進学を希望する生徒に対し、高いレベルの学力を身に付けさせる必要があることから、高度な学びを行う学科を有する学校を6地区ごとに少なくとも1校は配置していただきたい。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に ついて検討し、実施計画として策定します。
50	中学校卒業予定者数が大幅に減少する中、学校数を維持していくとなると、小規模化が進み、それに伴い教員数も減少することから、これまでの学校の枠組みにとらわれることなく、新たな学校の形を模索していく必要がある。例えば、校舎制を導入し、農業系は五所川原農林高校、工業系は五所川原工科高校、商業系は木造高校の校舎に分かれるなどの対応も考えられる。	
51	定時制に昼間部があるのは、3地区のみだが、下北地区でも需要が高いので設置を考えてほしい。	
52	通信制は、3地区の配置を基本とするとのことだが、下北地区でも田名部高校の定時制に通信制を併設するなど、柔軟な対応を考えてほしい。	
53	田名部高校に通信制を併設できない場合、青森市の北斗高校に通うことになり、通学の負担が大きいことから、スクーリングの回数を減らすなど、通いやすい環境にしてほしい。	
54	下北地区に不登校特例校の設置を望みます。 高校は義務教育ではないと言いつつも、基本方針(案)にも記載されている通り、青森県の高校進学率は99%以上で、生徒の進路希望は多様化し、支援を必要とする生徒が増えています。「多様性への対応」「共通性の確保」の実現のため、不登校特例校の設置を望みます。 不登校特例校の設置場所として、廃止が決まっている大湊高校や撤退が決まった青森明の星短大の下北キャンパスを提案します。大湊高校にはJR 東北バスが運行していますし、明の星短大はJR 大湊線の下北駅前ですので、通学が便利ですし、新たに学校を建てる必要もありません。授業する教員を確保できないという問題があるならば、サテライトでの授業を提案します。北斗高校やむつ市内の高校の授業などをリモートで受けられるようにしてみてはどうでしょうか。担任やメンタルケアを担当する職員など削れない人員はありますが、教科ごとの教員数は不要なので、人員確保のハードルは高くないと考えます。Society5.0 の時代にすでに突入しています。既存の高校の在り方にとらわれず、デジタルを活用し、新しい学校を作ってください。	
55	地域の公共交通機関の状況は更なる変化が予想され、将来を見通すことが難しくなっている状況ではあるが、高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう十分に配慮していただき、地理的状況にかかわらない高等学校における学習機会の確保に努めてほしい。	
56	子どもが減っているので、高校の統廃合はしかたないのかもしれませんが、一極集中しすぎていて、 津軽半島などの子たちは高校が遠すぎてかわいそうに思えてしまいます。 義務教育ではないから自己責任というのも分かります。しかし、大学全入の時代、大卒でなければま ともな仕事につけない時代になってきている可能性も高いので、せめて小規模の進学校を県内に満遍な く設置することはできないものでしょうか。	
57	地区の学級数を考えるときには、その地区の私立高校の学科も考慮し、具体的には普通科ばかりが多いといったことにならないように配慮していただきたい。	

No.	意見	意見に対する県教育委員会の考え方
	(取りまとめの都合上、一部要約しています。)	A LOS A MARTINES AND A CONTRACT OF THE CONTRAC
	下北地区に定時制昼間部と通信制課程の設置を望みます。	いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に
	学校を新規に作ることが難しいようであれば、田名部高校定時制に昼間部と通信制課程の設置をお	ついて検討し、実施計画として策定します。
	願いしたいです。	
58	基本方針(案)の p 17(2)柔軟な学び方の提供で、「定時制課程については、生徒のライフスタイ	
30	ル等に応じた柔軟な学び方を提供できるよう、昼間部・夜間部の枠を超えて学習時間帯を選択できる体	
	制を図ります。」とあります。これを実現するためにも、田名部高校定時制に昼間部の設置をお願いし	
	たいです。また、心身の不調時には自宅でリモート授業を受けることでも単位取得できるよう、通信制	
	課程も導入してほしいです。	
	多様な教育環境の確保のため、既存の3地区以外の地区にも、通信制課程の配置を希望します。	
	通信制課程への通学を希望しているにもかかわらず、地理的な制約から通学が叶わず、教育をあきら	
59	めるようなことは、あるべきではないと思います。	
	配置が難しい場合は、デジタルツールの活用等により、遠方からのスクーリングの回数がより少なく	
	て済むよう、通学の負担軽減についてご検討いただきたいと思います。	
	下北地区に農業科を設置してください。	
	全国でも耕作放棄地が増加していますが、むつ市も年々耕作放棄地が増えています。	
	今年、国が米の増産へ農業政策を転換しました。米の増産に寄与できるよう、下北にも米農家が必要	
	です。稲作や農業経営、気候変動に対応できる農業を学べると良いと思います。	
60	下北のクマは人を襲わないという話を聞きます。大湊高校の跡地に農業高校を設立し、ツキノワグ	
	マ研究センターを併設し、クマの生態を研究している大学などの機関に研究場所を有償提供するとい	
	のはどうでしょうか。	
	大湊高校は人里近くに出てくる獣を研究するには最高の立地です。大湊高校廃止後に取り壊すので	
	はなく、なんらかの設備として残す方策を考えて貰えると地域住民としてはありがたいです。	

61	No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
61	意見の	取扱い	
おのかという点が見えてきません。	61		いただいた御意見等に対しては、これまでもこのような形で県教育委員会の考え方を示しています。
ただし、現行の第2間実施計画による高校統廃合の際も、地区観談会やパブリックコメントを実施しながら、ほとんど修正集に反映されなかったり、パブリックコメントへの回答が振序合決定の記者会見の直前になるなど、地域の声を反映させるという理念が形骸化していたように感じました。今回の基本方針とその後の実施計画においては、そういうことがないように進めていただきたいと思います。      その他	62	けるのかという点が見えてきません。	いただいた御意見等に対しては、パブリック・コメント以外のものも含め、これまでもこのような形で県教育委員会の考え方を示してきましたが、今後、計画策定や施策を進める上で参考とさせていただきます。 なお、基本方針においては、地域とともにある高等学校づくりを進めるため、実施計画策定に向けた取組を見直し、実施計画案公表前に、各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について御意見を伺う地区懇談会を新たに実施するとともに、各地区の市町村長やPTA関係者等と望ましい学校配置案について協議する「学校の在り方地区検討委員会」を新たに設置することとしています。
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	63	ただし、現行の第2期実施計画による高校統廃合の際も、地区懇談会やパブリックコメントを実施しながら、ほとんど修正案に反映されなかったり、パブリックコメントへの回答が統廃合決定の記者会見の直前になるなど、地域の声を反映させるという理念が形骸化していたように感じました。 今回の基本方針とその後の実施計画においては、そういうことがないように進めていただきたいと	
64   り、そのような考えを持っている人物を呼んで、これからの学校の在り方を議論したほうが良い。	その他		
今回の基本方針(案)は、令和10 年度からの計画ですが、まずは今、目の前で困っている子供たちを助けるために全力を尽くしてください。   県の教育界をリードする青森県教育委員会として子供を救う手立てを講じてください。実行に移すにあたり、現場に丸投げしないでください。教員のなり手不足は、学校という現場で、子供が先生を見て、教員を仕事としてやりたくないと思われる現状があるからだと思います。   資格取得のための簿記や珠算は、今はパソコンで簡単にできるため、高校生がやるべきことではない。   資格取得のための簿記や珠算は、今はパソコンで簡単にできるため、高校生がやるべきことではない。   資格取得のための簿記や珠算は、今はパソコンで簡単にできるため、高校生がやるべきことではない。   資格取得のための簿記や珠算は、今はパソコンで簡単にできるため、高校生がやるべきことではない。   資格取得のための簿記や珠算は、今はパソコンで簡単にできるため、高校生がやるべきことではない。   本方針において、職業教育を主とする専門学科においては、生徒の主体的な学びや学科の専門で多様な進路選択が可能となるよう、各分野において必要となる基礎的・基本的な知識・技術を身に、充実を図ることとしています。いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学の表達を手伝うカリキュラムを作成すべき。  かまが書画として策定します。   かまの負担を減らすため、勤務時間内で業務を終えられるようにすべき。   教員の負担を減らすため、勤務時間内で業務を終えられるようにすべき。   教員の負担を減らすため、勤務時間内で業務を終えられるようにすべき。   教員の負担を減らすため、勤務時間内で業務を終えられるようにすべき。   教員の負担を減については、「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの	64		いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
66   多様な進路選択が可能となるよう、各分野において必要となる基礎的・基本的な知識・技術を身にを	65	今回の基本方針(案)は、令和10年度からの計画ですが、まずは今、目の前で困っている子供たちを助けるために全力を尽くしてください。 県の教育界をリードする青森県教育委員会として子供を救う手立てを講じてください。実行に移す にあたり、現場に丸投げしないでください。教員のなり手不足は、学校という現場で、子供が先生を見	
67	66		多様な進路選択が可能となるよう、各分野において必要となる基礎的・基本的な知識・技術を身に付ける学習の 充実を図ることとしています。 いただいた御意見を参考に、高等学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等に
教員の負担を減らすため、勤務時間内で業務を終えられるようにすべき。 教員の負担軽減については、「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの(	67		
し、生徒等に対してより効果的な教育活動を行うことができるよう、取組を進めています。	68		教員の負担軽減については、「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの働き方を見直

No.	意見 (取りまとめの都合上、一部要約しています。)	意見に対する県教育委員会の考え方
69		高等学校の教職員定数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により全国一律の標準が示され、生徒の収容定員等に応じて算定しているため教職員定数の増配置等については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えております。 このため、県教育委員会では、全国都道府県教育長協議会を通じて、少人数指導等に向けた教職員定数の充実等について要望しているところであり、引き続き、要望を継続していくこととしています。
70	不登校の現状を把握し、不登校生徒への対応・不登校予防の具体的な方策を示すことを望みます。 不登校の対応策と予防策を考えるにあたっては、不登校の現状を知ることが不可欠です。無記名アンケートなどで不登校当事者から現状をよく聞き、机上の空論ではない、現実的な対応策・予防策を考えてください。	不登校生徒への対応・不登校予防については、本計画で扱うものではありませんが、いただいた御意見については関係部署に共有します。
71	統合校問題により不登校生徒が増えることの無いよう十分気を付けてください。 統合校の最初の卒業生が出るまでは学校の状況がよくわからないため、田名部高校に行きたいわけではないが統合校問題による不安で消去法でしょうがなく田名部高校へ進学する生徒が増加することが見込まれます。田名部高校は本校で学びたいという明確な目的を持った生徒を求めており、学校に来られなくなる生徒の多くが志望動機のミスマッチであることを認識しています。 私個人の意見としては、統合校の問題は地域で乗り越える課題と捉え、田名部高校さんには、本校に入学したからにはどの子供も不登校にしないという強い意識をもって対応してほしいです。田名部高校は本来は大学進学を目指す生徒が行くところですが、在学中に就職や専門学校に進路変更を希望する子供のサポートもしてほしいと願っています。もし田名部高校さんが対応できないのであれば、教員や保護者が統合校問題により子供の進路を田名部高校へ誘導することが無いように、青森県教育委員会から県内の中学校へ通達してください。	
72	いじめ防止ビデオ (動画) の制作を中止してください。 いじめ防止ビデオは真面目に取り組む子供が苦しむようになっています。いじめ防止ビデオ (動画) の制作・放映は中止してください。 大切なのは、自分も大事、相手も大事という相互尊重の気持ちなのではないでしょうか。世界から戦 争がなくならないのと同じでいじめはなくなりません。大人社会にもいじめは蔓延しています。今後も 映像を制作するのであれば、相互尊重の気持ちが育まれるものをお願いしたいです。	

# 青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画 策定に向けた地区懇談会のお知らせ

県教育委員会では、令和10年度以降の県立高等学校教育改革の推進に向けた「青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針」を10月8日に策定しました。

今後は、令和10年度から14年度までの各地区の学校配置や学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策などを示す前期実施計画の策定に向け、広く県民の皆様から御意見をいただきながら検討を進めるため、地区懇談会を開催することとしました。

地区懇談会では、基本方針における学校配置の考え方等について御説明し、各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について御意見を伺うこととしています。

いただいた御意見については、各地区の市町村長やPTA関係者等と望ましい学校配置等について検討する「学校の在り方地区検討委員会」(11月開催予定)の参考とすることとしております。

これから高等学校へ進学するこどもたちの保護者の方をはじめ、多くの県民の皆様から御意見を伺いたいと考えておりますので、お近くの会場へ是非お越しください。

#### <地区懇談会の開催日程・開催場所>

日時	地区	会 場
10月14日(火) 18:00~19:30	三八	<b>八戸総合卸センター コネクトルーム</b> 八戸市卸センター1-12-10 (0178-28-0311)
10月15日(水) 18:00~19:30	下北	下北文化会館 大集会室 むつ市金谷 1-10-1 (0175-22-8411)
10月16日(木) 18:00~19:30	西北	<b>五所川原市民学習情報センター 大教室</b> 五所川原市字ーツ谷 503-5 (0173-38-5115)
10月16日(木) 18:00~19:30	上北	<b>十和田商工会議所 大ホール</b> 十和田市西二番町 4-11(O176-24-1111)
10月17日(金) 18:00~19:30	中南	弘前市民会館 大会議室 弘前市下白銀町 1-6(0172-32-3374)
10月20日(月) 18:00~19:30	東青	アピオあおもり 大研修室 2 青森市中央 3-17-1 (017-732-1010)

※事前申込みは不要です。

地区懇談会の詳細はこちら 🖙



青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話: 017-734-9866 メール: E-KAIKAKU@pref. aomori. lg. jp



## 学校の在り方地区検討委員会について

#### 1 目的

前期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ま しい学校配置等を検討するため、県内6地区に設置する。

#### 2 組織及び委員等の構成

検討委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

#### [委員]

- 市町村長
- · 学校教育関係者 (市町村教育委員会教育長、中学校長、元県立高等学校長)
- · PTA関係者
- 産業界関係者

#### [オブザーバー]

・地区内の県立高等学校長

#### 3 開催時期

令和7年11月から令和7年2月までに3回程度開催予定。

第1回 令和7年11月

第2回 令和8年 1月

第3回 令和8年 2月

# 青森県立郷土館協議会委員人事案

分野	第26期委員 (任期:令和5年10月21日~令和7年10月20日)					分野	第27期委員 (任期:令和7年10月21日~令和9年10月20日)						
	NO	氏	名	性別	選考分野	備考	34.4	新任	氏	名	性別	選考分野	備考
	1	長 根	朋 子	女	小学校	階上町立道仏小学校長	学校教育 及び 社会教育	再任					
学校教育	2	米田	裕子	女	中学校	八戸市立三条中学校長		新任	佐藤	史 子	女	中学校	弘前市立新和中学校長
子仪仪目	3	千葉	栄 美	女	県立学校	県立青森東高等学校長		新任	Ш Е	田昭	男	県立学校	県立田名部高等学校長
	4	加賀	千 裕	女	小学校	野辺地町立野辺地小学校 教諭		再任					
	5	西川	智香子	女	社会教育	(公募) 元特定非営利活動法人コ ミュサーあおもり 理事 長		再任					
社会教育	6	石岡	有佳子	女	社会教育	(選任) アートスタジオ テテ 代表	家庭教育	新任	髙橋	多恵子	女	家庭教育	青森明の星短期大学子ど も福祉未来学科准教授 (社会教育センター家庭教育アドバイザー養成講座 講師)
家庭教育	7	大鷹	依 子	女	社会教育	(選任) 特定非営利活動法人日本 人材発掘育成協会 理事・事務局長							
	8	福眞	睦城	男	社会教育	(公募) 弘前大学教養教育開発実 践センター 非常勤講師							
	9	工藤	清 泰	男	考古	元青森市職員 日本考古学協会会員	学識経験者	再任					
	10	葉山	茂	男	民俗 (博物館)	弘前大学准教授		再任					
学識 経験者	11	小保内	n 裕之	男	歴史 (博物館)	八戸市博物館長		再任					
	12	奈良岡	隆樹	男	自然 (植物)	県立五所川原農林高等学 校 教頭		新任	柿 野	亘	男	自然	北里大学獣医学部生物環 境科学科准教授
								新任	竹中	恵 理	女	観光	青森県青年国際交流機構 会長

青森県教育委員会 教育長 風張 知子 殿

# 地域等と一体となった 高等学校の魅力化、活性化に係る要望

☆地域校対象高校の校訓等

◇三 戸 高 校

[綱領] 高きを仰ぎ・広きを知り・深きを探る

◇鰺ヶ沢高校

【校訓】自律・進取・和協

◇大 間 高 校

[校訓] 敬愛・自啓・健康

◇六ヶ所高校

[校訓] 創造・自律・勤勉

※校訓…学校が定めている教育に関する目標や方針 / ※綱領…物事の最も大切なところ、要点、眼目

地域校立地町村連絡協議会



青森県教育委員会は、令和7年8月6日公表の令和10年度から19年度までを計画期間とする青森県立高等学校魅力づくり推進計画の基本方針案において、現行計画の地域校制度を解消し、新たに地域等と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」の配置を示されました。当協議会では、本方針について、我々の意に沿うものとして、一定の評価をしております。

今後も各町村では、地元高等学校の存続を強く願い、将来を担う若者の人材育成と地域振興のため、地域とともに、各学校の魅力化、活性化推進に係る支援に積極的に取り組んでまいりますが、貴教育委員会におかれましては、新たな制度下も、引き続き、地域との対話を行い、地域の取組みや住民の意見に十分御配慮くださるようお願いします。

また、これまで各町村で独自の支援策を講じてまいりましたが、町村のみでは十分とは言えないことから、設置者である県の積極的な支援をお願い申し上げるとともに、下記5項目について、特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。

記

- 1 令和9年度までの現計画における地域校の学級減や募集停止の 要件に今後該当した場合でも、次期計画の方針と同様、地域協議会 との協議を踏まえ、柔軟な取り扱いをしていただきたい。
- 2 新たに配置される地域共育校の在り方等を検討する際は、地域と の対話を通じて、地域の取組みや住民の意見に十分に御配慮いただ きたい。
- 3 所在町村の多様な事業に対し、県の財政措置を強化していただきたい。
- 4 教育活動の充実や全国募集の取組み等に対し、県教育委員会の 支援を強化していただきたい。
- 5 魅力化事業等の実施に伴い、教員の負担が増加していることから、教員を増員していただきたい。

## 令和7年9月22日

# 地域校立地町村連絡協議会

会	長	三戸町長	沼澤	修二
理	事	鰺ヶ沢町長	平田	衛
理	事	大間町長	野崎	尚又
理	事	六ヶ所村長	产的	到